

直営施設等宿泊利用助成券

一般財団法人新潟県教職員互助会 直営施設・指定宿泊施設

会員氏名				所属名		
職員コード				所属コード		
宿泊年月日	年 月 日 から		年 月 日 まで			
宿泊者名	会員との続柄 (該当する項目を選択してください)				年齢	宿泊数
	本人	配偶者	会員の被扶養者	配偶者の被扶養者である子		
						泊
						泊
						泊
						泊
						泊

宿泊する施設を○で囲んでください。

1	アトリウム長岡	～ 直営施設利用助成額	1泊1人あたり	2,500円
2	アートホテル上越	～ 指定宿泊施設利用助成額	1泊1人あたり	2,000円
3	タカダステーションホテル	～ 指定宿泊施設利用助成額	1泊1人あたり	2,000円
4	高田ターミナルホテル	～ 指定宿泊施設利用助成額	1泊1人あたり	2,000円
5	タカダキャッスルホテル	～ 指定宿泊施設利用助成額	1泊1人あたり	2,000円

※アートホテル上越、タカダステーションホテル、高田ターミナルホテル、タカダキャッスルホテルを利用する場合は、下欄の所属長証明が必要です。

(所属長証明欄)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

〒 _____ TEL _____

所属所在地

所属名 _____

所属長職氏名 _____

印

(利用にあたっての注意事項)

- 太線枠内を記入してください。
直営施設以外（アートホテル上越、タカダステーションホテル、高田ターミナルホテル、タカダキャッスルホテル）を利用する場合は、所属長の証明を受けてください。
- 助成対象者は、「会員、配偶者、会員の被扶養者(ただし2親等以内)、配偶者の被扶養者である子」です。
乳幼児等で宿泊料金のかからない方は、助成の対象となりません。
- 宿泊料の支給を受けた公務出張の際は、助成の対象となりません。
- 助成回数は、直営施設（アトリウム長岡）と指定宿泊施設（アートホテル上越、タカダステーションホテル、高田ターミナルホテル、タカダキャッスルホテル）それぞれ家族利用を含め1会員1年度24回(泊)までです。
- その他
 - 宿泊施設に対する申込みは、会員が直接行い、会員であることを申し出てください。
 - インターネット予約は助成対象外です。
 - 施設に宿泊する日に本券を持参し、チェックインのときにフロントに提出してください。
 - 料金精算後に、利用助成券を提出することはできません。

施設記入欄	
合計	泊
請求金額	円

添付書類は不要です
